

電気通信大学グローバル化教育機構規程

制定 平成26年1月21日規程第23号

最終改正 令和6年12月16日規程第19号

(趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学組織規則（以下「組織規則」という。）第19条の3第2項の規定に基づき、電気通信大学グローバル化教育機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、本学において、特にグローバル化を志向した教育を推進する組織の活動を統括し、及び当該組織と学域、研究科その他の学内組織との連携・調整を図ることにより本学におけるグローバル人材育成環境を維持、強化することを目的とする。

(組織)

第3条 機構は、次に掲げる組織（以下「各推進室」という。）で構成する。

(1) 実践的コミュニケーション教育推進室

(2) IT活用国際ものづくり教育推進室

2 各推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(機構長)

第4条 機構長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 機構長は、機構の業務を掌理する。

3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議)

第5条 機構に、グローバル化教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置き、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 各推進室の長

(3) 国際教育センター長

(4) 共通教育部キャリア教育部会インターンシップ推進室長

(5) 機構長が指名した者

2 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 機構の運営に関する事。

(2) 各推進室に置かれる特任教員及び兼務教員の人事に関する事。

(3) 各推進室の予算に関する事。

(4) その他、グローバル人材育成環境の維持、強化に関する事。

3 第1項第5号に定める者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

5 推進会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

6 推進会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長が必要と認めた場合は、推進会議に構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 機構の事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間に、最初に任命される統括室長及び第5条第1項第5号に定める構成員の任期は、第4条第3項及び第5条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月26日規程第90号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第101号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月26日規程第87号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第128号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月13日規程第94号)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 電気通信大学グローバル・アライアンス・ラボ推進室規程は、廃止する。

附 則 (令和6年12月16日規程第19号)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 電気通信大学国際PBL教育推進室規程は、廃止する。